

免責基準作成のガイドラインについて

（平成 19 年 6 月 5 日付け 19 経営第 1456 号農林水産省経営局保険監理官通知）

（最終改正：平成 30 年 10 月 4 日付け 30 経営第 1473 号）

家畜共済における共済金の支払に関する免責及び免責額については、「家畜共済の事務取扱要領」（昭和 61 年 3 月 31 日付け 61 農経 B 第 804 号農林水産省経済局長通知）により、あらかじめ理事過半数の同意を得て定めた免責の基準（以下「免責基準」という。）に基づく場合を除き、その都度理事過半数の同意を得て決定することとしている。

しかしながら、組合等の免責基準の設定に関する農業共済組合連合会及び特定組合（以下「連合会等」という。）からの実績報告によると、現在、多くの組合等において、免責基準を定めているものの、免責基準が曖昧で、免責を適切に行うことができていない組合等があると考えられる。

このため、「家畜共済の病傷事故給付基準等改定検討会」において、免責基準の設定に関する検討を行い、組合等における免責基準の設定・見直しに資するよう別添の「免責基準作成のガイドライン」（以下「免責ガイドライン」という。）を定めたので、免責ガイドラインを参考に組合等が適切な免責基準の設定・見直しを行い、免責の適切な運用が図られるよう貴管下農業共済団体等への通知及び指導をよろしくお願いする。

免責基準作成のガイドライン

1 免責基準について

組合等が行う共済金の支払に関する免責及び免責額については、「家畜共済事務取扱要領」（平成 30 年 10 月 2 日付け 30 経営第 1400 号農林水産省経営局長通知）において、同通知及び免責基準に定められている場合を除き、その都度理事過半数の同意を得て決定することとされており、免責基準においては次に掲げる免責及び免責額を定めるものとされている。

- (1) 組合員等が通常すべき管理その他損害防止を怠った場合の免責
 - (2) 組合員等が組合等から損害防止のために特に必要な処置をすべきことを指示されたときにその指示に従わなかった場合の免責
 - (3) 病傷事故発生通知又は病傷事故診断書の提出が遅延した場合の免責
- なお、免責基準の作成に当たっては、本ガイドラインを参考とし、理事会に諮り理事過半数の同意を得ること。

2 免責基準設定の効果

組合等において、免責基準をあらかじめ設定しておくことにより、

- (1) 組合員等への免責基準の周知による組合員等自らが行うべき飼養管理に対する意識の向上
 - (2) 事故の未然防止と組合員等間の格差の是正（低被害農家の不公平感の解消）
- の効果が期待されることから、このことを念頭に置き、免責基準の設定及び適用を行う必要がある。

なお、組合等は、免責基準の設定後も組合員等が行う損害防止活動の励行を免責にのみに頼ることなく、積極的に必要に応じた指導及び指示を行っていく必要がある。また、組合員等に対して免責を適用した際には、免責事由及び免責額を説明するとともに、改善を図るよう引き続き指導を行う必要がある。

3 免責基準設定の要点

免責基準を設定する際には、以下の事項に十分に留意することとする。なお、免責基準を定めるに当たっては、1（1）～（3）の全ての免責について免責基準を定め、組合員等に対してその趣旨と内容について十分な周知・徹底を図ること。

(1) 共通留意事項

- ア 免責事由は数値化する等により具体的かつ客観的なものとする。
- イ 組合員等が通常実施可能であり、かつ、組合等も指導可能な取組みを怠った場合に適用するものとする。
- ウ 免責の対象となる主要な疾病を明らかにしておくこと。
- エ 免責割合又は免責額等は、共済事故の発生状況・頻度、組合員等の取組の程度等に応じて定めること。
- オ 免責基準は、組合員等が理解しやすいよう簡単明瞭な内容で明文化し、その内容について文書により周知しておくこと。

(2) 基準を設定するに当たっての考え方

ア 通常すべき管理その他損害防止義務違反による免責

組合員等には、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠ってはならないとの損害防止義務が課せられており、損害防止を行わなかった場合には、故意又は過失があったかどうかに関係なく、免責を適用することができる。

組合員等が行う通常すべき管理その他損害防止の項目については、別紙の項目例を参考に、各組合等における地域の実情を踏まえて設定する。

イ 損害防止指示違反による免責

組合等は、組合員等に対して損害防止のために必要な処置をすべきことを指示することができ、その指示を行ったにも関わらず、組合員等がその指示に従わず、事故が発生した場合には、免責を適用することができる。指示に際しては、指示内容を文書により組合員等に明確に示すこと。

組合等が費用を負担して指示する損害防止のために特に必要な処置とは、健康検査、予防衛生措置及び飼養管理に関する指導が挙げられる。

ウ 病傷事故診断書の提出遅延による免責

病傷事故の転帰後、組合員等又は指定獣医師から所定の期日までに病傷事故診断書の提出がない場合には、免責を適用することができる。

通常すべき管理その他損害防止の設定項目例

1. 通常すべき管理

(1) 畜舎等の施設の管理

No	項目	考え方
1	畜舎設備等の管理	畜舎及びその附帯設備(以下「畜舎設備等」という。)の不備による共済事故が発生しないよう、組合員等は、定期的に畜舎設備等を点検し、必要な設備を設置し、破損箇所があれば直ちに修繕する必要がある。また、畜舎設備等を適切に使用する必要がある。例えば、ウインドレス豚舎については、換気システムが停止することのないよう、停電を警報する設備の設置等が求められる。また、暑熱時は、畜舎の適正換気を行うことが求められる。
2	火災の防止措置	組合員等は火災の防止措置を行う必要がある。例えば、暖房設備等の点検、野焼きの延焼防止や火の始末等を行うことが求められる。
3	鳥獣害の防止措置	組合員等は鳥獣害による共済事故が発生しないよう、対策を講じる必要がある。例えば、野生動物の侵入防止のためにネットやフェンスを設置し、当該設備について破損がないことを定期的に点検することが求められる。
4	放牧地の管理	放牧地において共済事故が発生しないよう、組合員等は放牧地の管理・定期巡回を行う必要がある。例えば、予想可能で回避しうる自然災害に対しては、待避等の対策をとることが求められる。また、飼養家畜の脱柵による轢死等が発生しないよう、柵やフェンスを設置し、当該設備について破損がないことを定期的に点検することが求められる。

(2) 飼養家畜の管理

No	項目	考え方
1	飼養衛生管理	組合員等は家畜の飼養衛生管理を行う必要がある。例えば、適正給餌の履行、適正な飼育密度の確保、家畜の健康管理、患畜の隔離、畜舎等の清掃・消毒等が求められる。
2	飼料・飲用水の管理	組合員等は家畜の適切な飼料・飲用水の管理を行う必要がある。例えば、腐敗等(かび、変敗)飼料、有毒植物、施肥過剰作物の給与による中毒及び盗食の防止が求められる。
3	搾乳衛生管理	組合員等はディッピング(乳頭消毒)、器具の消毒等の搾乳衛生管理を行う必要がある。
4	護蹄管理	組合員等は、過長蹄等による運動器疾患が発生しないよう、飼養家畜について定期的に削蹄を行う必要がある。
5	繁殖管理	組合員等は、適切な繁殖管理及び出生子牛の看護を行う必要がある。例えば、受精後300日を超える長期在胎については獣医師へ確認を求めること、遺伝性疾患の遺伝子を保有していることが判明している種雄畜を能力向上等の目的で使用しないこと等が求められる。
6	病畜の看護処置	組合員等は病畜が出た場合には速やかに獣医師の診察を求めるとともに、適切な看護を行う必要がある。例えば、乳房炎及び運動器疾患(関節炎、関節周囲炎等)の慢性疾患については、死廃事故とならないよう早期受診・早期治療が求められる。

2. その他損害防止

No	項目	考え方
1	損害防止の指導の遵守	組合員等は農業共済組合模範事業規程例の基準第58条(共済事業を行う市町村の模範条例の基準第58条)により通知した事項(去勢その他重大な手術の実施、放牧、家畜市場等への出場等)につき、組合等から受けた損害防止の指導に従うことが求められる。
2	廃用事故家畜の早期出荷	組合員等は、廃用事故となった家畜について残存物価額の低下による損害の増加を防止するため、早期に出荷することが求められる。